

2003年3月24日

雇用・労使関係に関する専門的な知識経験を有する者の 関与する裁判制度の導入について（意見）

労働検討会

委員 高木 剛

司法制度改革審議会の「意見書」を受け、11の検討会でジャンル毎に「改革」のための具体的な検討が進められている。

「労働」についても昨年1月以来論議を続けており、本日の第17回労働検討会において、一順目の論議を終えようとしている。

については、一順目の論議を終えるに当たり、本検討会の検討項目のなかで今次改革の最重要の論点の一つである、いわゆる「労働参審制」の導入の可否について、意見を申し述べ、二順目以降の論議に供したい。

1. 雇用・労働関係に関する専門的な知識経験を有する者の関与する裁判制度を導入すべきである。
2. 21世紀に入り、失業率の上昇や雇用・就業形態の多様化、働き方のルールの揺らぎ等を背景に個別労使紛争が増加しつつあり、紛争解決システムの整備、とりわけその要である裁判制度をより信頼性高く使い勝手の良いものに改革していくことは、まさに時代の要請である。
3. 今次司法改革のメイン・コンセプトの1つは、統治の主体たるべき国民の参加・参画による司法基盤の強化であり、労働事件訴訟においても雇用・労使関係に関する専門的な知識経験を有する者の関与する裁判制度を導入することは、国民的基盤の強化の流れに資すものである。

ところで裁判実務に携わる法曹の皆さんのなかには、司法(裁判)はプロフェッショナルである法曹にまかせる、素人を入れるのは有難迷惑という感覚で司法における国民的基盤の強化論を受け止める向きがある。

司法制度改革審議会「意見書」は「第21世紀の我が国社会において司法に期待される役割(意見書5~8ページ)」の項において、司法の役割、法曹の役割、国民の役割についてそれぞれ記述し、その目指すべき方向を示している。

この司法・法曹・国民の役割の部分を含め、「意見書」が企図している日本の司法の将来に対するデッサンは、司法部門が政治部門と並んで「公共性の空間」を支える柱とならなければならないこと、法の支配の理念の貫徹、法曹の「国民の社会生活上

の医師」としてのサービスの提供、統治主体・権利主体である国民は、司法の運営に主体的・有意的に参加し、プロフェッションたる法曹との豊かなコミュニケーションの場を形成・維持するように努め、国民のための司法を国民自らが実現し支えなければならないこと、などを踏まえて描くことを求めている。

この「意見書」が求める司法の基盤としての国民参加の拡大・レベルアップは「裁判員制度」の導入、検察審査会の一定の議決への拘束力の付与、裁判官の任用過程への国民参加など具体的な形で示されており、それぞれその実施に向けての準備が進められている。

労働検討会における検討状況を振り返ってみる時、今次司法改革が何をメイン・コンセプトに行われようとしているのか、その点への配意に乏しいとの批判を受けないよう留意すべきである。

4．司法制度改革審議会の「意見書」は「労働関係事件については、雇用・労使関係の制度や慣行等について、各職場、企業あるいは各種産業の実情に基づき判断することが求められ、これを適正・迅速に処理するためには、科学・技術的専門的知見とは異なる意味で、そのような制度や慣行等についての専門的な知見が必要となる。また、労働関係事件は、労働者の生活の基盤に直接の影響を及ぼすものがあり、一般の事件に比し、特に迅速な解決が望まれる。ヨーロッパ諸国では、このような点をも踏まえ、労働関係事件についていわゆる労働参審制を含む特別の紛争解決手続きを採用しており、実際に相当の機能を果している。我が国においてもこのような労働関係事件の専門性、事件動向等を踏まえ、訴訟手続きに限らず、簡易・迅速・柔軟な解決が可能なADRも含め、労働関係事件の適正・迅速な処理のための方策を総合的に検討する必要がある。（「意見書」22 ページ）と述べ、ヨーロッパにおける労働参審制等を評価し、「労働」に関する専門的知見を活用する裁判制度の我が国における導入を前向きに検討するよう強く示唆している。

5．いわゆる労働参審制を導入する最大の意義は、雇用・労使関係に関する専門的な知識経験を有する者の裁判への関与によって、労働事件訴訟に求められる企業における人事・労務制度とその運用等に関する知見を注ぎ込み、法曹（＝国民の社会生活上の医師）と共に協働しつつ労働事件に内在する専門性・特殊性を補強する点にある。

また、労働参審制の効果として、今次司法制度改革の三本の柱の一つである「司法制度をより利用しやすく、分かりやすく、頼りがいのあるものとする（「意見書」9 ページ）」ことや、審査の迅速化、判決や和解結果の職場へのフィード・バック機能の強化、ひいては職場における良好かつ安定的な労働秩序の形成などがはかり得る。

6．裁判実務に携わっておられる裁判官・弁護士の皆さんのなかには、訴訟代理人が裁判実務のプロフェッショナルとして法廷で法や判例等に関する専門知識を駆使しながら主

張・立証を行ない、職業裁判官だけがその主張立証を吟味して判断を下す現在の裁判の形のままで良い、とする意見があるが、21世紀の労働事件解決システムの一環としてのより良い裁判の在り方を追究するという観点に立ち、労働参審制の持つ積極的な側面を考量した対応を切に求めたい。

なお、司法制度の改革は不断の改革努力が本来的に要請されるものであるが、日本の来し方は振り返れば大きな改革は何十年に1回という頻度であり、今回の改革のチャンスをおのがせば次の機会はいつになるのかという側面がある。21世紀の最初の四半世紀位を視野におき、今次改革のコンセプトを十分に認識し、前向きかつユーザーである国民の視点にたった労働事件裁判制度の構築をはかっていかなければならない。

7. 経営法曹会議司法制度改革検討会による2003年1月29日付けの「意見」には数点、異論がある。

「意見」は英独仏等の参審制について一言も触れていない。もし、経営法曹会議の「意見」が労働事件訴訟について普遍性をもつ主張であるなら、英独仏の参審制はとうの昔につぶれている筈であろう。特に「意見」の3ページの～までの批判が正鵠を得ているとすれば、当然その主張を行うべきであり、その場合には「意見」に耳を傾ける余地もある。

また「意見」は「『勘』や『感覚』などで判断されるべきものでない」と主張しているが、木を見て森を見ない「勘」や「感覚」で事実認定をしたり、判断するようなことであれば、誰もが同意・納得しないであろう。

「勘」や「感覚」で事実認定をしたり判断をすべきである、といった主張が誰によってなされているのか、「雇用・労使関係に関する専門的な知識経験を有する者の関与」の意義をねじまげかねない「意見」と言わざるを得ない。

8. いわゆる労働参審制をめぐる議論のなかに、労働参与制、あるいは専門委員制で対応しようという意見があるが、それぞれ中途半端であったり、今次改革の企図にそぐわないとの批判を免れない。特に、専門委員制については、特許事件や医療過誤事件等と労働事件の専門性・特殊性の違いなどに留意しない考え方にもとづくものであると言わざるを得ない。

9. 労働参審制と労使参審員のリクルート及び研修の問題については、2003年2月5日の第14回検討会に資料として提出した「雇用・労使関係に関する専門的な知識経験を有する者の関与する裁判制度に関する『専門家の在り方』について」で述べた通り、労働者サイドとしては充分対応可能と考えている。

以上